

- 議案第45号 守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例案
- 議案第56号 守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

それでは、議案第45号、議案第53号及び議案第56号について、一括して、ご報告申し上げます。

本3議案は、人口減少や少子高齢化が進展する中、生涯学習を通じて、様々な地域課題に対応する活力ある地域作りを進めるとともに、子育て政策を総合的に推進するため、また、災害に対し、全庁的な統率・統括調整機能の強化を図るための機構改革に伴うものであります。

その内容といたしましては、法に基づき、教育委員会の職務権限の一部を、市長が管理し、及び執行することができるようにしたうえで、生涯学習、スポーツ・文化、青少年、及び児童クラブに関する事務を教育委員会から市長部局へ移管するとともに、市長直轄の危機管理室を設置しようとするものであり、これにあわせて、市民球場ほか3施設の管理運営主体を市長とするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、いずれも賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、大藤委員におかれましては、生涯学習については、教育委員会が担わなければならない部分もあり、今、移管する必要は特に感じられず、十分に精査されず性急に進められた機構改革であるとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

まず、現生涯学習部が所掌している事務については、市長部局において、地域振興等の各種事業と一体的に実施することが効果的であるとのことであるが、PTA協議会、子ども会などの社会教育、青少年関係団体については、教育委員会と密接に関わりながら市の発展に努めてきたところであり、事務を市長部局に移管したとしても、引き続き、教育委員会と連携を密にし、これまでの活動が確保されるよう意を配されたいこと。加えて、今回の機構改革の主眼の一つである、生涯学習を通じた活力ある地域づくりを目指すため、市一丸となって、より良い活動に向け、なお一層の支援に努められたいこと。

以上、委員長報告といたします。